

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2024年10月 No.129

CFIUSの活動に関する年次報告書（2023年度）の公表

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大久保 涼

弁護士・ニューヨーク州弁護士 達本 麻佑子

弁護士・ニューヨーク州弁護士 小山田 柚香

はじめに

2024年7月23日、対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States、以下「CFIUS」といいます。）は、2023年の活動に関する年次報告書（以下「本報告書」といいます。）¹を公表しました。年次報告書は、国防生産法（Defense Production Act of 1950）第721条(m)の要請に基づき、CFIUSが受領した届出の件数、審査・調査の結果、その他の活動に関してCFIUSの議長が毎年作成・公表するものです。年次報告書からは、CFIUSの審査や法執行への最近の姿勢に関する多くの示唆を得ることができます。

そこで、本ニュースレターでは、本報告書の内容を解説するとともに、今後のCFIUS対応において留意すべきポイントを考察します。

簡易届出の状況・日本企業にとっての利用可能性

本報告書によれば、2023年にCFIUSは109件（2022年は154件）の簡易届出（declaration）を受領しています。受領された簡易届出のうち21%に当たる20件（2022年は32%に当たる50件）において、CFIUSは結論に至ることができなかったとし、当事者に正式届出を行うことを要請しています（2021年から2023年の過去3年間の平均すると正式届出の要請率は約25%）。簡易届出に関しては、簡易届出の審査期間（30日）後にCFIUSから正式届出を行うことを要請されると、最初から正式届出を行った場合と比べてクリアランス取得までに結果としてより長い時間を要することになるケースが多いのではないかと懸念が、簡易届出制度導入当初から認識されていました。しかし、上記過去3年間の統計からは、比較的多くの簡易届出に対してクリアランスが出されている傾向を窺うことができ、短期間でのクリアランス取得に向けた現実的な選択肢として簡易届出を利用することが十分検討に値するようになってきていると評価できます。本報告書によれば、2021年から2023年の過去3年間の簡易届出の国別利用数は、多い順に、カナダ（総数の13%に当たる57件）、日本（総数の9%に当たる40件）、ドイツ（総数の7%に当たる32件）、韓国（総数の7%に当たる32件）となっており、日本を含む米国の友好国の企業による国家安全保障上の懸念が低い取引等については、簡易届出の利用を検討することが特に有用と考えられます。

正式届出の状況・クリアランス取得までに要する期間

本報告書によれば、2023年にCFIUSは233件（2022年は286件）の正式届出（notice）を受領し、54%に

¹ Committee on Foreign Investment in the United States: Annual Report to Congress for CY 2023 (July 23, 2024)
<https://home.treasury.gov/system/files/206/2023CFIUSAnnualReport.pdf>

当たる 128 件（2022 年は 57%に当たる 162 件）が一次的な審査期間（45 日）を終えた後に二次的な調査期間（追加で 45 日）に移行しています。また、正式届出全体の 25%に当たる 57 件（2022 年は 31%に当たる 88 件）について当事者による取下げが行われており²、このうち 43 件（2022 年は 53 件）について、当事者による再度の正式届出が行われています。すなわち、クリアランスを得るまでの期間が（審査期間と調査期間の合計日数である）90 日を超えるケースも珍しくないといえ、国家安全保障上の懸念があり CFIUS リスクが高いことが想定される取引においては、クロージングまでの十分な期間を確保するスケジュールを設定することが引き続き重要になるといえます。

影響緩和措置が求められる可能性の増大・執行の強化

CFIUS が国家安全保障上のリスクがあると判断した場合、CFIUS は当事者に対して影響緩和措置を講ずることを求めることができ、その場合、米国政府と当事者との間で、影響緩和措置について合意する National Security Agreement を締結することを条件に、クリアランスが出されることとなります。本報告書によれば、CFIUS は、2023 年に行われた届出の 21%に当たる 35 件（2022 年は 23%にあたる 41 件）について、影響緩和措置を講ずることを求めました。2021 年及び 2020 年において影響緩和措置が要請された件がそれぞれ全体の 10%、9%であったことと比較すれば、2022 年から 2023 年の過去 2 年間は影響緩和措置の受諾がクリアランス取得において必須となるケースが増加傾向にあるといえます。さらに、近時公表された規則案³において、影響緩和措置に関する回答期限の設定が定められていること（CFIUS から提案のあった条件に関する当事者の回答期間が実質的に短縮されます。）や影響緩和措置違反の場合の罰金が増額されていることを踏まえれば、届出に先立ち、影響緩和措置を求められる可能性の程度や受入れ可能な影響緩和措置の内容を検討しておくことがより重要になると考えられます。

CFIUS は影響緩和措置の遵守に関する法執行及びモニタリングを強化している旨を公言しており⁴、具体的にはオンサイトの立入検査、当事者及び第三者から提出される報告書のレビュー等を行っています。本報告書によれば、2023 年には 43 件のサイトビジットが行われました。影響緩和措置の違反があった場合、CFIUS の法執行と罰則に関するガイドライン（CFIUS Enforcement and Penalty Guidelines）に従って罰金を課することが適切かどうか判断されることになるため⁵、すべての違反案件について罰金が課されるわけではないものの、2023 年には影響緩和措置の違反があった件のうち 4 件について罰金が課されています。2022 年以前の過去約 50 年で CFIUS が罰金を課したのがわずか 2 件であることに照らしても、2023 年の 4 件の罰金処分は、影響緩和措置に関するモニタリング及び執行法を強化している直近 CFIUS の姿勢の現れといえます。2024 年に入ってから、CFIUS のウェブサイトにおいて、3 件の罰金処分の事例が公表されており、うち 2 件は影響緩和措置の違反に関するものです⁶。1 つ目の事案は、T-Mobile と Sprint の合併案件に関連するものであり、T-Mobile は当該合併案件に関連して 2018 年に CFIUS との間で National Security Agreement を締結していましたが、T-Mobile が National Security Agreement に違反して機密データへの不正アクセスを防止するための適切な措置を講じず、一部の不正アクセス事例を CFIUS に速やかに報告しなかったことが、国家安全保障上の損害をもたらしたと認定され、T-Mobile に対して 6,000 万ドルの罰金が課されたものです。2 つ目の事案は、CFIUS との間で National Security Agreement を締結していた企業の支配株主が当該企業の独立取締役全員の解任を行った結果、National Security Agreement に違反して、コンプライアンス監督責任を負う Security Director が欠員となり、また government

² 当事者は、CFIUS が認めた場合に限り、正式届出を取り下げることができます。取下げの理由は様々ですが、最も多く見られる理由としては、CFIUS による国家安全保障上の懸念を審査期間及び調査期間中に払拭することができず、当事者が CFIUS による影響緩和措置の提案の検討に追加的な時間を要する場合に、取下げを行い、準備ができた段階で再度正式届出を行うというものがあります。

³ 当事務所発行の[米国最新法律情報 No.119 「CFIUS の調査・法執行権限を強化する規則案の公表」](#)（2024 年 5 月）において、影響緩和措置に関する回答期限の設定、罰金の範囲・金額等の拡大に係る規則案の概要について解説しています。

⁴ たとえば、本報告書に関するプレスリリースでは、CFIUS が今後これまでに以上に権限の執行等に注力する旨述べられています。

⁵ 当事務所発行の[米国最新法律情報 No.81 「CFIUS 審査に関する新たな大統領令及びガイドラインの対米投資に与える影響」](#)（2022 年 11 月）において、CFIUS の法執行と罰則に関するガイドラインの概要について解説しています。

⁶ <https://home.treasury.gov/policy-issues/international/the-committee-on-foreign-investment-in-the-united-states-cfius/cfius-enforcement#enforcecommittee>

security committee が機能不全となったため、国家安全保障上のリスクを増大させたと認定され、当該企業に対して 850 万ドルの罰金が課されたものです。

その他の法執行の強化

CFIUS の議長を務める米国財務省の Assistant Secretary of the Treasury for Investment Security である Paul Rosen 氏は、CFIUS に届出がされなかった取引の調査機能を強化するためのリソースを増強した旨公言しており⁷、本報告書によれば、CFIUS は、行政機関同士の連携、市民からの口コミ、国家機密リソース、メディア、任意の開示、データベース等の各種リソースを駆使して、届出がされなかった取引の特定に注力しているとのことです。2023 年に、CFIUS に届出がされなかったものの CFIUS が検討した件は何千件にも上りますが、そのうち 60 件について正式な問合せが行われ、更にそのうち 13 件について当事者に対して届出が要請されました。正式な問合せの対象となった件のうち CFIUS による届出の要請の対象となった件の比率は、2021 年が 6%、2022 年が 13%、2023 年が 22%と、過去 3 年間で年々上昇しており、近時 CFIUS は問合せ対象を絞って効率的に調査を行っているものと考えられます。また、2023 年に、CFIUS は届出義務違反の調査を複数行い、いくつかの件で実際に義務違反があったものの、当該件の事情に鑑みて罰金を課していない、としています。このように、CFIUS が届出がされなかった取引の調査を強化していることから、取引当事者としては、CFIUS への届出義務があるか、任意に届出をした方がよいか、慎重な検討が求められます。

まとめ

本報告書からは、昨今の CFIUS の活発な法執行状況が窺えるとともに、米国投資を検討するには早期に CFIUS 届出の要否を検討し、場合によっては影響緩和措置についても精査しておくことが有用であることが読み取れます。過去のニュースレターでもお伝えしておりますとおり⁸、CFIUS による審査において重点的に考慮すべき事項を定めた大統領令（Executive Order on Ensuring Robust Consideration of Evolving National Security Risks by the Committee on Foreign Investment in the United States）や法執行と罰則に関するガイドラインの制定、CFIUS による監視・執行活動のための人員の増強等も踏まえると、今後も CFIUS の法執行はより活発化し、そのような早期検討の重要性はますます高まっていくものと思われる。

2024 年 10 月 3 日

⁷ Remarks by Assistant Secretary for Investment Security Paul Rosen at the Second Annual CFIUS Conference (September 14, 2023)

<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1732>

⁸ 当事務所発行の米国最新法律情報 No.81 「CFIUS 審査に関する新たな大統領令及びガイドラインの対米投資に与える影響」（2022 年 11 月）において、CFIUS の法執行と罰則に関するガイドラインの概要について解説しています。

[執筆者]

**大久保 涼**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
ryo_okubo@noandt.com

1999年東京大学法学部卒業。2006年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2006年～2008年に Ropes & Gray LLP (ボストンおよびニューヨークオフィス) に勤務。2000年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2018年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、バンキング取引、宇宙ビジネスをはじめとするテクノロジー案件、不動産取引、金融取引規制その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。

**達本 麻佑子**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008年京都大学法学部卒業。2016年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、現在はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。

**小山田 柚香**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)
yuzuka_oyamada@noandt.com

2014年東京大学法学部卒業。2023年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2015年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2023年～2024年 Cravath, Swaine & Moore LLP (New York) に勤務。2024年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。